

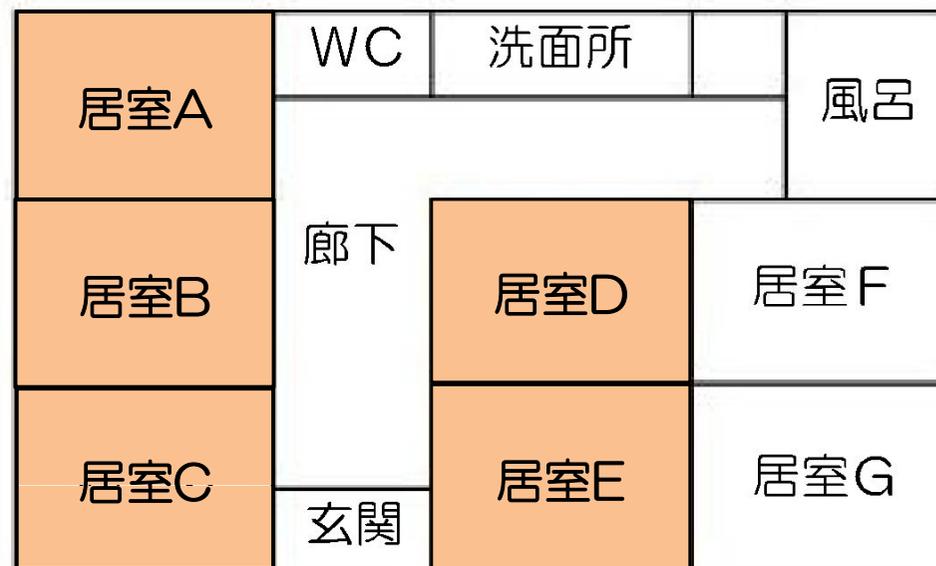
7 住宅防音工事の内容

(1) 住宅防音工事の区分

1 一挙防音工事

- 初めて行う住宅防音工事です。
- 世帯人員+1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。

(例：世帯人員4名→5居室)

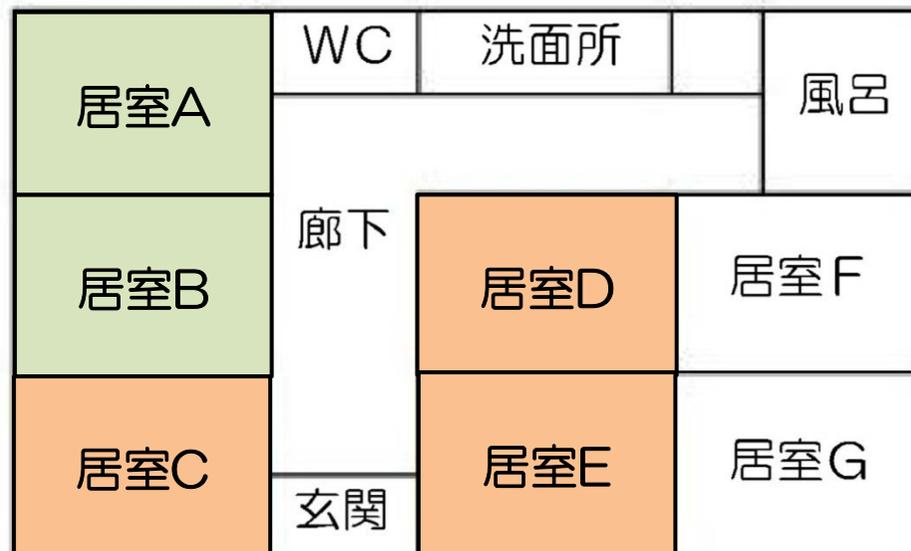


 工事実施箇所(居室工法)

2 追加防音工事

- 従前の新規防音工事(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。
※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。
- 世帯人員+1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。
- 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。

(例：世帯人員4名→3居室=5居室-2居室)

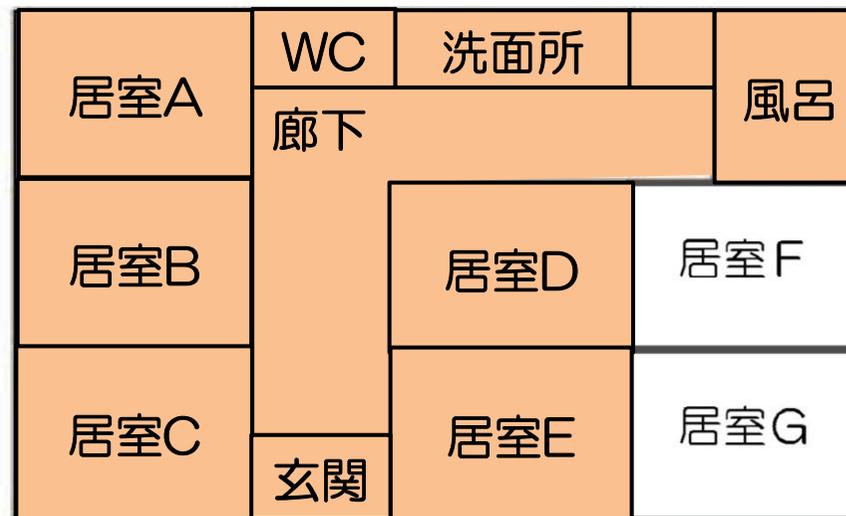


-  工事実施箇所(居室工法)
-  工事実施済み箇所

3 防音区画改善工事

- バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
- 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員+1居室までの居室を対象としています。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

(例：世帯人員4名→5居室と廊下などを一つの区画)

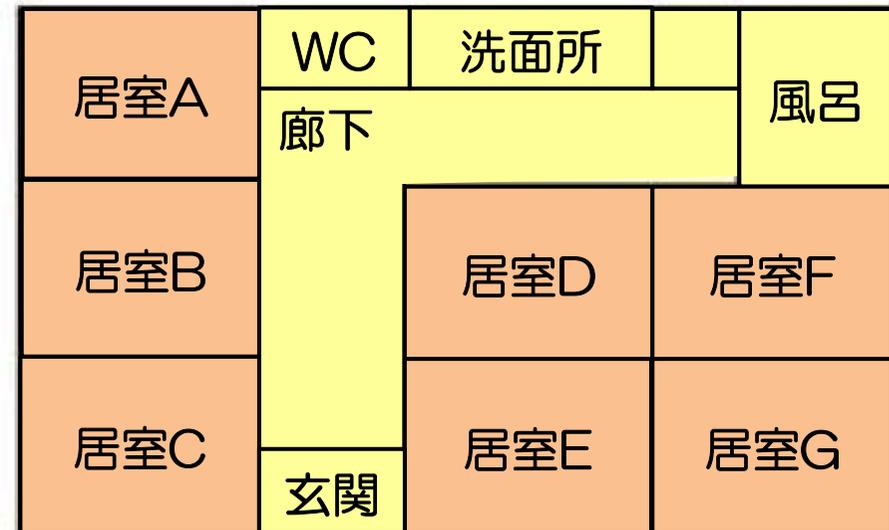


 工事実施箇所(居室工法)

4 外郭防音工事

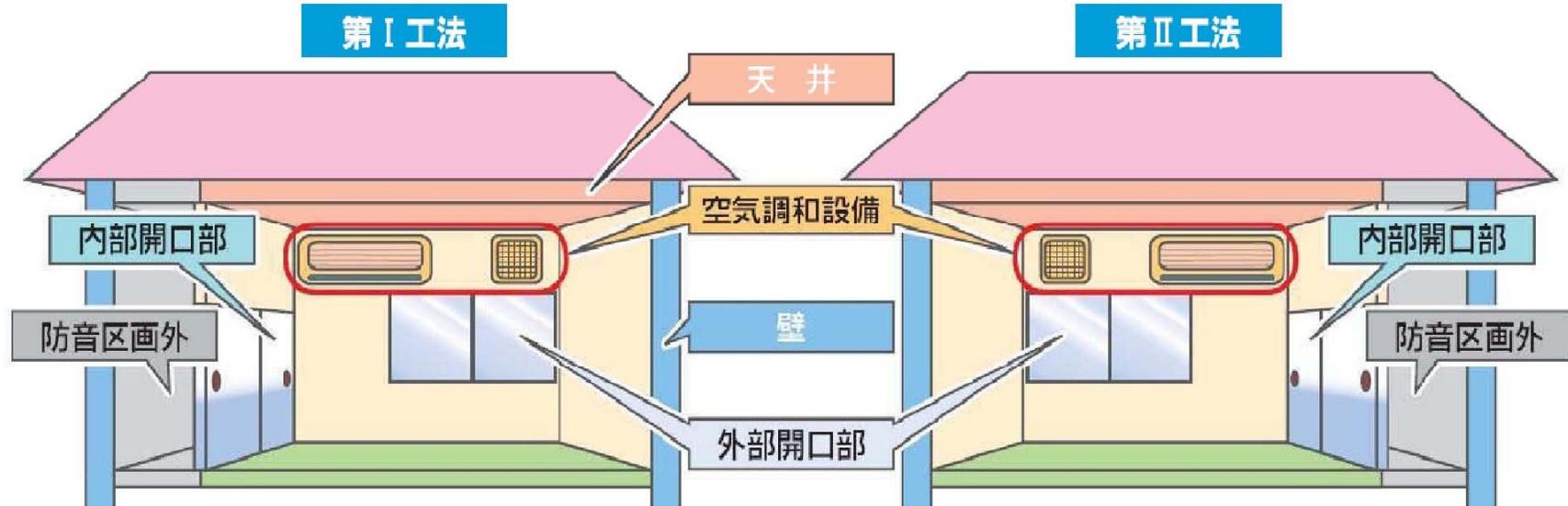
- 住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。
- 85W以上の区域に所在する住宅及び75W以上85W未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅が対象となります。
- 85W以上の区域に所在し、一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

(例：世帯人員4名→全居室と廊下などを一つの区画)



- 工事实施箇所(居室工法)
- 工事实施箇所(ユーティリティ工法)

(2) 住宅防音工事の工法



◆防衛省の定めた住宅防音工事標準仕方書により防音工事を行って頂きます。◆

※住宅防音工事標準仕方書は、防衛省のホームページで確認できます。

(<http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/shikatasyo.html>)

区 分	第Ⅰ工法	第Ⅱ工法	
施工対象区域	80WECPNL以上の第一種区域	75WECPNL以上80WECPNL未満の第一種区域	
計画防音量	25dB以上	20dB以上	
工事内容	屋根	在来のまま	
	天井	在来天井を撤去し、防音天井に改造	原則として在来のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は有効な遮音工事を実施
	壁	在来壁を撤去し防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ（第Ⅰ工法用）の取付	防音サッシ（第Ⅱ工法用）の取付
	内部開口部	防音建具（襖、ガラス戸等）の取付	
	床	原則として在来のまま	
	空気調和設備	換気扇及び冷暖房機等の設置 (換気扇は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台) (冷暖房機は、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで)	
	その他	防音工事に伴う必要な工事	

(3) 機能復旧工事

1 空気調和機器の機能復旧工事

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。
- 補助率は90%です。(自己負担は10%となります。)
- ただし、助成を受けられる方が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定により支援給付を受けている方である場合、補助率は100%となります。



住宅防音工事で設置した冷暖房機、換気扇、レンジフードが対象となります。

※ 1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点においては、2回目の復旧工事(再復旧)の希望届の受付は行っておりません。

2 防音建具の機能復旧工事

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。
- 補助率は100%です。



※ 1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点においては、2回目の復旧工事（再復旧）の希望届の受付は行っておりません。